

目次

ページ

2015年度 第2回支部幹事会報告 (7/25)	1
特別講演会 (7/25)	2
8.20 広島豪雨災害報告会を踏まえた防災まちづくり検証結果報告会 (8/23)	3
2015年度 第1回都市計画サロン (6/30)	7
2015年度 第1回都市計画研究会 (10/3)	8
会員紹介 (疋田篤氏、小林剛士氏)	9
今後の活動計画	10
編集後記	10

■ 2015年度 第2回支部幹事会報告 ■■■■■■

1. 日時

平成27(2015)年7月25日(土)

13:30~14:45

2. 場所

広島市まちづくり交流プラザ 研修室A

3. 出席者数

出席者数20名中18名(委任状提出者6名を含む)

4. 会議の概要及び議決の結果

議題1 各委員会の活動状況と予定について

- 各委員会の委員長又は副委員長より、順次、活動状況と予定について説明。
- 藤岡総務委員長より、支部総会(議事録1)、支部幹事会(議事録2)、総務委員会・ニューズレター編集会議の開催、支部運営として支部会員への広報、他学会等の事業の後援2件、その他について説明。
- 篠部学術委員長より、今年度の学術講演会は、11月~12月に開催予定であることを説明。
- 橋本企画・研究委員長より、今年度の都市計画研究会は、第1回を10月3日(土)15:00~、第2回を11月28日(土)15:00~、第3回を1月30日(土)15:00~開催予定であることを説明。また、シンポジウムは、11月14日(土)13:30~松山市で開催予定。
- 高塚研究交流委員長より、今年度の他支部等との研究交流は、支部内における地域相互の研究交流として、「地域連携を考える(シンポジウム)」を10月以降に開催予定であることを説明。また、見学会は、地域活動助成「四国のまちづくりに関する情報交換会&見学会(仮称)」とセットで実施する予定。自主研究会支援については、新規に「山口県立地適正化計画研究会」を採択。

- 高井支部長より、中国四国支部広島豪雨災害・防災まちづくり特別委員会の最終報告会を8月23日(日)13:30~サテライトキャンパスひろしまにて開催予定であることを説明。
- 上記に関し、幹事会としての承認を得る。

議題2 自主研究会「地方工業都市研究会」の廃止について

- 高塚研究交流委員長より、経緯(参考1)について説明。
- 藤岡総務委員長より、現行の支部関連規定について説明。
- 自主研究会の新規・継続・改廃の認定申請があった場合は、研究交流委員会が承認し、幹事会は追認することとする。
- 支部関連規定(支部細則等)については、より活動しやすくすることに留意して、手続きが明確になるように改訂する。
- 上記に関し、幹事会としての承認を得る。

その他

(1) 理事会の報告

- 高井支部長より、6月29日に開催された平成27年度第3回理事会の概要について理事会資料(抜粋)により説明。
- 入会手続きは、紹介者不要などの簡素化を図っている。
- 各支部の規定について、統一性を図るため、見直す方向で検討している。
- 都市計画実務発表会が10月8日に開催予定である。

以上

(文責：長谷山 弘志)

■ 特別講演会 ■■■■■■■■

テーマ：復興とは何か

講師：満島 裕直 氏 (復興まちづくりサポーター)

日時：2015 年 7 月 25 日 (土) 15:00~17:00

会場：合人社ウエンディひと・まちプラザ 研修室A

参加者：17 人

1 はじめに

■ JICAシニア海外ボランティア活動

2003 年にボリビア共和国のオキナワ村、日ボ協会に派遣、2007 年にパラグアイ共和国のアマンバイ日本人会に派遣された。その後、エクアドル共和国でコロンビア難民・少数民族等の社会的弱者対策として日本の製菓・製パン技術の指導や「あんぱん」販売計画などの技術支援を行った。



■ 東日本大震災での被災者支援活動

2011 年 3 月の東日本大震災以降、海外ボランティア活動を取りやめ、震災ボランティアとして、広島市被災者支援ボランティア本部事務局で活動した。宮城県石巻市渡波地区では入浴付き地域サロンを立ち上げた。また、同桃生地区では仮設住宅の交流会を立ち上げ、元気・笑顔回復プランを実施した。パラグアイから石巻市へ大豆 100 トンの支援もあった。

一方、岩手県でのボランティア活動としては、津波で被災した写真の修復作業、三陸文化復興プロジェクト・文化財レスキューと献本活動、陸前高田市でガレキ処理作業、陸前高田市の仮設住宅で足湯ボランティア、大船渡漁港で牡蠣養殖準備作業、大船渡市の仮設住宅でお茶っこ支援、釜石市内で炊き出しと支援物資の配布会、大槌町でロンドンメトロポリタンオーケストラ演奏会準備、大槌町の「まごころの郷」農園整備などの支援活動に従事した。また、広島に居るときは県内に避難している約 1000 名の被災者支援活動に従事した。

2 8.20 広島土砂災害での被災者支援活動

■ 「泥すくい」から「人救い」へ

阿武山の南東に位置する梅林学区でボランティア活動に従事している。社協の災害ボランティアセンターの「八木サテライト」に全国から 2 万 5 千人のボランティアが集まり、毎日土砂掻き作業を行った。ここでは、受付・誘導・資機材・車両・救護など組織体制を管理するエリアリーダーの仕事をした。土砂掻きが一段落すると、ボランティアと住民が復旧を祝う懇親会も催され、9 月 30 日に八木サテライトは閉鎖した。10 月 1 日には、生活支援のボランティアを発足させ、活動を継続している。活動のスタイルが、「被災者からのニーズ待ちの活動」から、「被災地に向いてニーズを発掘する活動」に大きく変わった。それによって、被災住民との信頼関係が作られた。そして、被災者の不安を取り除いて、生活再建やコミュニティの強化に繋げることを目的に、6 つのプロジェクトを立ち上げて、生活支援活動をスタートさせた。

■ 三位一体「防災対策」「まちづくり」「生活再建」へ

発災当初は、「土砂掻き」という単純なニーズで、ボラン

ティア活動もやり易かったが、今は、ニーズが多様化し、それぞれ専門性を要求されるボランティア活動に変化している。大きく分けて、生活再建、防災対策、復興まちづくりの 3 つに関する事だが、その中身は個別的で複雑である。私たちの、ボランティアの位置づけは、被災地の中で生活を共にしながら、町内会や自主防災会の方々の話を伺い、立ち退き問題、河川氾濫問題、更地問題、県営住宅問題、警戒・避難体制の問題など、自分たちでは解決できない事柄を専門家や行政に繋いで、早期に解決の糸口を見出す事である。

3 梅林学区自主防災活動の支援

■ 防災マップ作りで地域力の強化

5 回の自主防災会対策会議を開催し、日本技術士会のバックアップで、400 名の住民が参加し、現地調査と自分たちの防災マップづくりを行った。

■ 避難訓練の実施で見えてきた課題

作成した防災マップを確認しながら、23 町内会・約 1700 名の住民が参加し、避難訓練を行った。避難訓練後に、参加者へのアンケートを実施した。その結果、「避難路・避難場所」、「避難のタイミング・判断」、「体のこと・家族のこと」が避難する時に一番不安だという人が多かった。

また、避難経路沿いの八木用水などの水路に柵が無いことが、避難時の問題として挙げられた。

4 生活再建に向けた課題と展望

次に、コミュニティの存続の問題がある。梅林学区は、昭和 25 年頃は、民家もまばらであったが、山裾にも宅地開発が進み、急激に都市化した地域である。八木学区の半分と緑井学区の半分をくっつけて梅林学区ができた。梅林学区では、約 6000 世帯の内 3000 世帯が町内会に入っていない。

子供会の消滅や老人会の運営困難による休会や廃止を検討している町内会もある。自主防災会の役員は、1 年交代で、覚えたころで新しい人に交代する。梅林学区は 6 ブロック、23 町内会で、八木小学校と緑井小学校に通っており、子供会も 2 つ存在し、別々に行事を行っている。

生活再建実現のためには、防災対策、復興まちづくりという手段が必要であるが、個人の生活が再建されても、町内会や自主防災会がきちんとした組織として再建されなければ、個人の生活も成り立たず、被災地の復興は有り得ない。

■ 意見交換

発災時の活動拠点は地元で構えること、避難は行政を頼らず、自分たちで行動すること、都市計画道路の建設に対する地元住民の思いは複雑であること、6 つのプロジェクトは、神戸、東日本大震災の経験者によって成り立っていたこと、ボランティアのコーディネーターは、専門家や行政との繋がりが重要であること、被災者への過保護な支援は、自立を阻害すること、多くの人が被災した場所には戻りたくないと思っていることなど、多くの課題に対する意見が出された。

とても興味深く、防災まちづくり検証活動に、大いに参考となる話であった。

(文責：長谷山 弘志)

8.20 広島豪雨災害報告会を踏まえた 防災まちづくり検証結果報告会

-土地利用の規制・誘導や避難のあり方に関する課題とその解決に向けての提言-

テーマ：防災まちづくり

日時：2015 年 8 月 23 日 (日) 13:30~16:30

会場：サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室

主催：日本都市計画学会 中国四国支部広島豪雨災害・防災まちづくり検証特別委員会

報告者：福馬晶子 (広島市)、松田智仁 (広島大学)、後藤忠博(オリエンタルコンサルタンツ)、篠部裕 (呉工業高等専門学校)、宮迫勇次(復建調査設計)、市川芳宏(中電技術コンサルタント)、高井広行 (元近畿大学)

司会進行：長谷山弘志

参加者：37 人



黙とう、支部長挨拶に続き、土地利用検証部会、避難検証部会、特別委員会委員長が報告を行い、その後会場参加者との意見交換を行いました。

○支部長挨拶 (高井広行)

2014 年 8 月 20 日未明に発生した広島豪雨災害は、深夜の局所的集中豪雨という極めて厳しい条件下の災害ではあったが、今後このような豪雨災害は、わが国のどの地域、あるいは世界各地においても起こり得る災害と言える。



日本都市計画学会では直後の 9 月から委員会を立ち上げ検証作業を進め、災害から一年を経て、2015 年 8 月 20 日、土地利用の規制・誘導及び避難のあり方に係る検証結果と提言をまとめることができた。これを今後の防災まちづくりのために、報告させていただく。

1 8.20 広島豪雨災害の概要 (福馬晶子)

平成 26 年 8 月 20 日未明から広島市では、「バックビルディング現象」と推測される局所的な豪雨が続き、安佐北区にお



いては、1 時間最大 121 mm、24 時間累積最大 287 mm という観測史上最大の集中豪雨が発生した。安佐南区においても、1

時間最大 87 mm、24 時間累積最大 247 mm が観測された。安佐南区山本地区から安佐北区大林地区に至る帯状の範囲においては、20 日 1 時から 4 時までの 3 時間の累積雨量が 200mm を超えた地域もあり、土石流やがけ崩れの発生しやすい地形的・地質的特性と相まって多数の災害が発生した。死者は 75 人、負傷者は 68 人で、平成 11 年 6 月 29 日の広島豪雨災害の死傷者 (死者 20 人、負傷者 45 人) を大きく上回る人的被害となった。建物 (住家) 被害は、全壊 179 棟、半壊 217 棟を含む合計 4,749 棟であり、6.29 豪雨災害の 776 棟を大きく上回った。

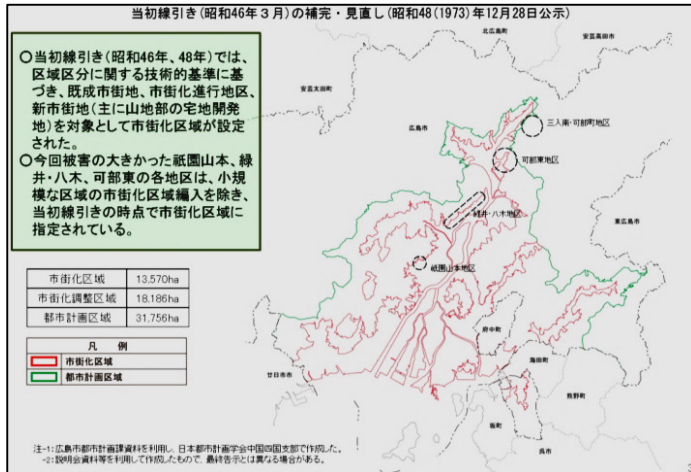


2 災害の要因分析結果

○豪雨や土砂から市街地や建築物の安全を確保するために/土地利用検証部会 (松田智仁)

①広島市における区域区分及び住宅団地開発の経緯と今後の課題

今回被害の大きかった祇園山本、緑井・八木、可部東の各地区は、小規模な区域の市街化区域編入を除き、昭和 46・48 年の当初線引きの時点で市街化区域に指定されている。また、住宅団地開発の手法によって防災基準が異なっていた。



②都市計画諸制度の問題点

市街化区域に、次々と土砂災害特別警戒区域が指定される

が、都市計画制度に土砂災害の防災を想定した規制や事業はない。また、開発行為の技術基準では、堰堤や調整池は、原則として年超過確率で 30 分の 1 洪水への対応となっている。

③土砂災害被災の恐れのある敷地(宅地)及び建築物の安全性の問題点

この災害では、土砂災害特別警戒区域内の RC 造建築物の下流側建築物の被害を防止できた例があった。同時に、土砂災



害警戒区域内で建築物の被害が相次いだが、特段の構造制限はない。

④土砂災害防止関係諸制度運用上の問題点

全国的にも警戒区域等の指定完了までに数年を要することになるが、それまでの間、土砂災害の危険を知る拠り所となる「土砂災害危険箇所(以下「危険箇所」という)」の情報が、地形変更に応じて更新されていないケースが見受けられた。また、危険箇所や警戒区域内の建築行為においては、危険な箇所と言いつつながら建築確認の際、特段の敷地等の安全性審査基準はない。さらに警戒区域等が指定されていくが、既成市街地の防災性能を引き上げる事業は行われていない。

⑤土砂災害防止法制度の区域指定評価

全国の約 53 万箇所の危険箇所の内、約 4 割に 5 戸以上の家屋があるが、堰堤整備等の効果的な対応策がないまま、建物補強を施してまで居住させるべきであろうか。

⑥砂防三法(砂防法、地すべり法、急傾斜地法)との連携

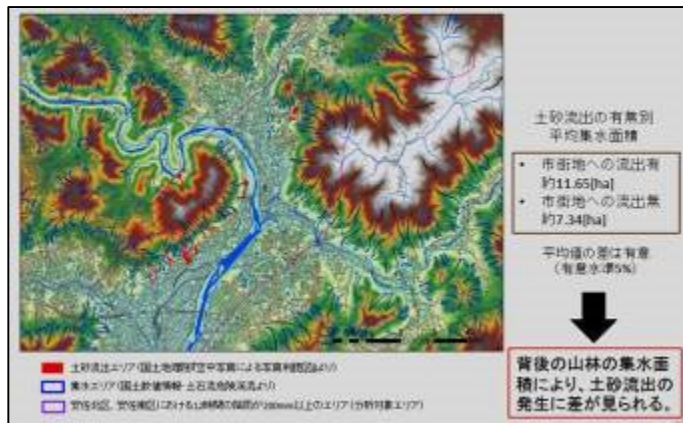
特別警戒区域の指定と上流部の砂防堰堤の整備は関係性が高いが、砂防三法の地域指定や、施設整備計画等の情報の公開は、警戒区域等指定情報と同等には行われていない。

⑦住宅等への土砂災害に係る防災対策事業の事例とその効果

特別警戒区域内の建築物の移転等について支援措置は講じられてはいるものの、十分とは言えない。また、住宅移転後の土地利用についても何らかの誘導策の検討が必要である。

⑧被災地上流部の土地利用規制、山林の状況、防災施設整備の効果と課題

土砂の流出量については、市街地背後の山林部の集水面積により、その量に差が見られた。また、開発行為による住宅団地の上流域堰堤の効果は認められたが、ある事例では超える寸前であった。加えて、山林樹木の樹種による差についても、常緑広葉樹等で安定傾向が認められたが、なお詳細な分析が必要との結論を得た。



⑨砂防施設等整備及び山林管理の問題点

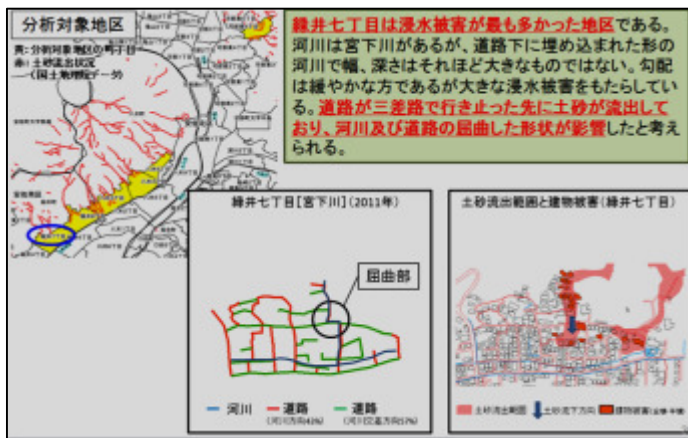
整備済み砂防堰堤は被害を防止したが、被災地の多くは砂防堰堤等が未整備であった。また、全国の必要箇所への早期整備は困難が予想される。

⑩市街地の進展経緯と課題

被災した建築物は総じて昭和 50 年代の住宅が多いが、これは急激な都市化により市街地が山裾に向かった結果であり、安全性の面で宅地条件の良くない、溪流谷筋、急勾配の山林へも宅地供給が進んできた。

⑪被災市街地における位置指定道路の横方向の通り抜け状況

豪雨時には斜面方向の道路の多くは水路と化すが、道路位置指定によるミニ開発が数多く見受けられるスプロール傾斜市街地では、避難を可能とする横方向に通り抜けられる道路が少ない状況である。



⑫主要公共施設整備水準と課題

被災地の道路と河川を見ると、道路が三差路で行き止った先に土砂が流出しており、河川及び道路の屈曲した形状が影響したものと考えられる。また、避難に使用できる河川方向と交差する道路の線密度は低い状況である。

○災害時の住民の避難行動と災害後の取り組み/避難検証部会

①過去の土砂災害の事例からみた 8.20 広島豪雨災害の特徴：後藤忠博

土砂災害で 50 名以上の死者・不明者が出たのは昭和 58 年 7 月豪雨以来である。ここでは 8.20 広島豪雨災害を過去の土砂災害と比較して、その特徴を明らかとした。比較指標は死



者・行方不明者数を全壊家屋数で除した指標を用いて、被害の特徴を定量化した。比較対象とした災害は、全国各地で近年に発生した 13 災害とした。分析の結果、8.20 広島豪雨災害の特徴は、次の 3 点にまとめられる。1) 深夜の災害で被害が拡大し、多くの住民は災害の認知が遅れたこと、2) 被災リスク、すなわち全壊家屋が多かったこと、3) 災害発生の認知が低かったこと、すなわち多くの住民が今回の災害を予期していなかったこと。

②各種住民調査や新聞記事からみた住民の防災意識と避難行動：篠部裕

被災後の各種検証作業に関しては、過去に様々な機関や組織が被災地に入り、被災者にインタビューやアンケート調査をしたことにより、被災者にストレスを与える調査公害（調査暴力）の問題点が指摘されている。そこで本部会では被災者への負担に配慮して、新聞記事として報道された被災者の被災時の対応や避難行動についての記述を検証資料として収集し活用した。対象とした新聞は、地元紙 1 紙、全国紙 3 紙の合計 4 紙とした。分析の結果、予測の難しいゲリラ豪雨や地震などの突発的な災害の場合、行政からの非難情報も適時に被災者に届かない可能性が高いことが明らかとなった。そのため住民各自が自宅周辺の異変から危険性を察知し対応する姿勢「自律的な避難行動」が求められる。住民の自律的な避難行動を促すためには、平時から自宅のある地域の災害発生の可能性や危険性を認識し、各災害に応じた避難行動計画を事前に想定し、避難訓練を通じて体験しておく必要がある。



③自主防災組織の取り組みからみた共助の可能性：宮迫勇次

災害発生時には近隣での助け合いなど共助の役割の重要性が指摘されてきた。広島市においても共助を担うものとして、自主防災組織を位置づけ、町内会・自治会を基本として多く結成されてきている。ここでは今回の豪雨災害において避難の観点から自主防災組織の機能について検証した。その結果、今回の豪雨災害では、自主防災組織が整えられ、連絡網の作成や避難訓練等の一般的な取り組みはなされたものの、災害時には必ずしも有効に機能していなかったことが明らかとなった。そのため自主防災組織の実効性を高めるためには、住民や町内会・自治会の属性、想定される被害の危険性など、それぞれの地域特性に基づいた組織体制や取り組み内容が求められる。情報伝達の課題や避難判断の難しさから自主防災組織による避難誘導はほとんどできなかった一方で、隣近所での助け合いは自然発生的に生まれていた。組織的対応の限界を日常的な人間関係が補完したともいえる、その双方から避難を考えることが重要である。



④広島市や広島県による避難支援の取り組み 市川芳宏

ここでは発災前や発災時の避難情報の観点から公助の役割を検証した。その結果、公助の役割として以下の 7 項目を提言した。1) 自助に対する意識改革への支援、2) 居住地の災害リスクの周知徹底、3) 避難行動についての意識改革の推進、4) 行政無線個別受信機の導入支援、5) 公共コモンズの活用、6) サイレンの活用、7) 早めの避難所の開設と避難所の安全確保。今後、人身被害ゼロを目指した取り組みが必要であるが、特に日常的な情報提供や周知活動の充実により、自助や避難行動に対する意識改革が必要である。また情報の伝達は住民特性によって有効なメディアが異なり、1 メディアで万能ではなくメディアミックスによる情報提供が必要である。

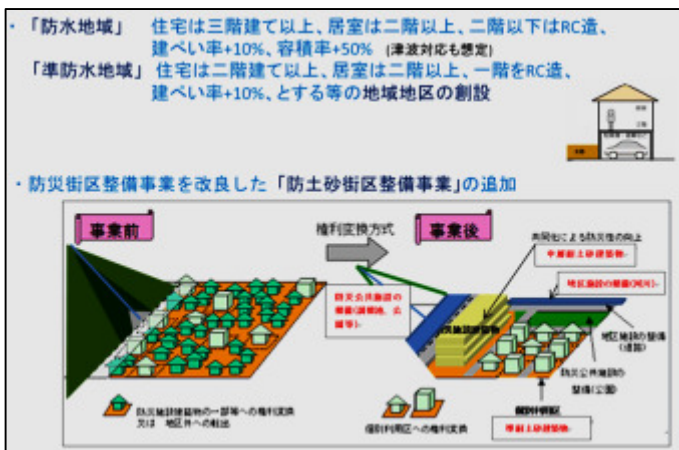


3 豪雨・土砂災害に対する防災まちづくりの方向【提言】

○防災・減災に資する新たな土地利用規制・誘導手法、事業手法等/土地利用検証部会（松田智仁）

1) 宅地や建築物を土砂災害から守るための法制度等の改善として、①災害リスク抑制のための開発許可対象面積の引き下げなど、②土砂災害警戒区域への災害危険区域の指定による建築物への土砂止め塀等の誘導、③居住を認めない新レッドゾーンの創設と建築物の移転、④砂防堰堤整備計画等の情報公開を伴う砂防法と土砂災害防止法の連動、⑤特別警戒区域内の建築物補強における複数の建築物への一団地認定の適用、防災・減災まちづくりのための住民による地区計画制度の積極的な活用など、⑥道路の通り抜けを担保するための、土砂災害警戒区域等における開発許可対象面積の引き下げや位置指定道路における指導強化などを提言した。

2) 豪雨による土砂災害の防災・減災に資する土地利用規制・誘導、事業として、①土砂災害警戒区域、同特別警戒区域の早期指定、危険箇所地形情報の更新、宅建業者による危険度説明の全国拡大、②土砂災害警戒区域等見直し指定基準の全国への普及、危険箇所や警戒区域内の宅地・建築物の安全審査のための建築基準法の運用強化、③市街地上流部の山林への砂防施設等の着実な整備、土砂流出防備等保安林の指定、根が深い樹種への転換促進、費用対効果の高いワイヤーネット形式の砂防工法活用のための溪流崩壊防止用技術開発、④市街地の防災性能向上のための河川等公共施設の点検・整備、⑤開発許可制度の開発技術基準における調整池等設置基準などの点検・見直し、⑥土砂流入の防護や近隣避難場所確保のための堅牢な建築物整備への助成、⑦より安全な地区への居住誘導策としての、土砂災害特別警戒区域内建築の移転助成制度の充実・拡大と市街化調整区域への変更、災害バッファゾーンとしての市民菜園（公、民）、観光果樹園等への誘導、都市計画メニューの総合的な見直し（洪水や土砂から命や建築物を守る、「防水地域」の創設や「防土砂街区整備事業」の追加、調整池等の防水施設整備を伴う防災・減災まちづくり手法としての土地区画整理事業の再評価）を提言した。



○住民の自立的避難行動を促すための自助・共助・公助のあり方/避難検証部会(篠部裕)

1) 自助のあり方として、住民自らが自分の地域の災害危険性を日頃から知っておく、事前に避難行動を想定しておく、非常備品を日頃から備えておく(以上発生前)、住民自らが早めに異変・前兆現象を察知する、早めに避難行動を起こす(以上発生後)ことを提言した。

2) 共助のあり方として、日常の地域活動を通じて住民の連携を深めその延長線上に防災活動を実践・展開する、共助を担う自治会や自主防災組織を資金・技術・教育面で支援する、緊急性の高い危険地域における「地区防災組織」制度を検討する(以上災害前)、住民が共に異変を察知し情報を共有・伝達する仕組みを整える、個人で避難できない住民に対しては周辺の住民が共に避難を支援する、自主防災組織どうしの連携を高め協力体制で支援する(以上災害後)ことを提言した。

3) 公助のあり方として、自主防災組織の設立や運営を支援する、自助・共助を促す防災まちづくり教育を支援する、防災マップの作成を支援する(以上発生前)、避難勧告発令の早期判断を促す、避難情報の伝達を改善する(以上発生後)ことを提言した。

●今後の課題

1) 土地利用の規制・誘導に関し残す課題/土地利用検証部会(松田智仁)

- ①上流部山林・溪流地区への土砂流出防備等保安林の指定や適切な山林管理などの土地利用の規制等
- ②砂防ダム、治山ダムの整備を補完する技術の開発促進等
- ③流域面積に応じた調整池等を伴う河川整備の推進、管理道への設計配慮

2) 自然災害のリスク評価やノウハウ共有化に関する課題/土地利用検証部会(松田智仁)

①同様の土砂災害に被災するおそれがある市街地のリスク評価、地域と協働での市街地整備の検討

②気候変動への対応と国際社会との自然災害危機の共有

3) 土砂災害被害低減のための考慮すべき点/特別委員会委員長(高井広行)

- ①物理的な措置 降雨排水処理のリダンダンシーなど
- ②気象状況の把握 豪雨予測のシステムの開発など
- ③都市計画に関するもの 過去の土地利用の推移など
- ④その他 住民や児童に対する防災教育など

●会場との質疑応答

(愛媛大学/柏谷)

災害の程度をどう考えるか、100mmが2時間続くことを基準にするのか。今後は、開発許可制度による対応より、既成市街地の防災機能の向上、つまり、規制よりも都市施設の整備や防災構造物・設備の開発による防災政の向上が重要ではないか。また、自主防災組織を強調することが、行政の隠れ蓑になってはいけない。身分が保障される消防団として活動すべきではないか。

(応答 1/松田)

国土交通省内に設置された「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」において、時間雨量 100mm に対応する対策や、立地適正化を念頭に、まちづくりとの連携が検討されている。その結果が近く、上位の社会資本整備審議会河川分科会へ答申されると聞いている。また、既成市街地における水防施設等の整備については、調整池等の整備事例はあるものの非常に少なく、ご指摘のように今後の課題であり、市街地の防災性能を点検して効率的に整備等を進めていく必要がある。

(応答 2/篠部)

住民の生命と財産を守ることは、行政の本来的な役割・責務であり、行政は住民(自助)や自主防災組織(共助)に頼ることを前提にするのではなく、行政として独自の公助を中心に、自助・共助はあくまでも補完的なものであるということを前提とした防災計画を用意すべきである。

(広島大学/戸田)

防災については国・県・市がバラバラに対応している。森林の問題もセットで考えるべきであり、国・県・市の連携体制づくりが重要ではないか。

(応答/松田)

防災において国・県・市町村の連携は重要である。私見ではあるが、可能な限り住民に密着した行政体である市町村に事務権限が委譲されることが望まれるが、財源移譲の課題もある。また、市町の規模により土木系の専門職員が確保できない場合もあり、自治体同士の連携の検討も必要となる。

(文責: 松田 智仁、周藤 浩司)



■ 2015 年度 第 1 回都市計画サロン ■■■■■■

テーマ：広島市復興審議会と県知事招集復興座談会の一部
再現

企画・脚本：石丸紀興氏（広島諸事・地域再生研究所）

日時：2015 年 6 月 30 日（火）19:00～21:00

会場：合人社ウエンディひと・まちプラザ 研修室 C

参加者：20 人

1 初めての開催形式のサロン

昭和 21 年から 22 年に開催された広島市の復興期の審議会などを、4 幕にわたり参加者「劇団都計座＋石丸一座」が登場人物となって再現するもので、サロン史上、初めての開催形式で、被爆 70 周年を記念したサロンでもありました。

2 再現（公演）

■第 1 幕 楠瀬県知事招集の広島市復興座談会 昭和 21 年 2 月 22 日

登場者：楠瀬常猪（県知事）、佐伯好郎（宗教史学者）、大田洋子（小説家）、高良富子（呉市助役）、大塩彦次郎（広島放送局放送部長）、林龍山（広島別院副輪番）、福井芳郎（画家）、杉田正治（広島大学関係者？）、黒川巖（病院長）他

楠瀬県知事が、広島を近代都市として再建するための知恵とアイデア、意見を求めて招集したものです。

冒頭、知事は復興というより、再建という言葉を使う旨を説明し、再建には 2 通りあり、一つは当面の暫定的なもの（電車、橋、応急住宅など）、もう一つは恒久的なものがあると述べています。さらに、再建案については、先ず世界の国々から広島再建計画案の募集でもしたらどうかと思っていることを述べています。

参加者の意見としては、大広島建設に反対、河岸の緑地・公園化、公共空間の必要性、大規模なアパート建設、近代都市を建設する千載一遇のチャンス、焼け跡を世界平和永久維持の記念として残すことなどが出されました。

■第 2 幕 広島市復興審議会の開始といくつかの議事審議

登場者：木原七郎（広島市長）、藤田若水（審議会委員長）、浜井信三（助役）、長島敏（復興局長）、小野勝（事務局職員）、松田重次郎（委員）、ジョン・D・モンゴメリー（外国人復興顧問）、丹下健三（復興院嘱託）、その他

○第 1 場：第 1 回復興審議会 昭和 21 年 2 月 25 日

県知事開催の座談会とほぼ同時期、広島市においては復興審議会がスタートしています。この審議会の位置づけ、役割などの意見交換の後、土地の買い上げ、高架道路建設、今まで洪水に悩まされてきた市内の地盤の嵩上げなどが提案されています。

広島市としては、復興計画、特に幹線道路計画に関する試案を 2 つ持っていることを述べ、これをもとに道路計画立案の審議など次回以降の本格的な審議を求めています。

○第 2 場：第 2 回復興審議会 昭和 21 年 3 月 1 日

委員長から、会議は多数決によらず、賛成意見の多いものを委員会案とし、対立意見は参考案として市長に報告すること、市長がこれを採択するか否かは市長独自の責任において

対処することが述べられ、協議が進みました。

意見の中には、気持ちのよい都市をつくり市民の情操を高めることが都市計画の骨子、左岸を街路、右岸を住宅地、広島駅は貨物駅、駅は白島に移設、総合グランウンドの建設などの意見が出されていました。

（第 3・4 場は省略）

■第 3 幕 外国人復興顧問モンゴメリーの登場とその役割

第 11 回復興審議会 昭和 21 年 5 月 17 日

外国人復興顧問のジョン・D・モンゴメリーの発言「世界の訪問者に物産陳列館を見せよう。ここに研究に関する資料を備える。」「今後も保存したいものである。」等々、注目されます。また、地盤の嵩上げが難しいという意見に対しては「ニューオーリンズに同様な問題が起ったが、堤防で水を囲い、蚊を撲滅してチブスを防いだ。この事例を参考にされたい。」と述べています。

■第 4 幕 戦災復興院嘱託丹下健三グループによる土地利用計画報告と若干の審議 第 19 回復興審議会 昭和 22 年 1 月 10 日

この回は、戦災復興院嘱託として広島市の土地利用計画について成案を作成した東京大学の丹下グループと、早稲田大学の武基雄助教授の説明を聞くために招集したものでした。

丹下は、「すでに道路計画や公園計画については、成案に近いものが確定されつつある段階でしたので、道路計画と土地利用計画の一体性という意味で極めて難しい段階から始めなければなりません。・・・」と思った方向に進んでいないことを吐露しています。

さらに、「私たち建築グループとしては同じ道路の計画であっても、あまりに、即物的、機能的な意味づけだけでなく、それがどのような理念で、すなわちどのようなコンセプトで計画されたのかということが気になるのでありまして、建築グループでは仲間内でもそういった議論をよくやるのです。今回は特に百メートル道路に関して、確かに特徴的で面白い計画と思うのですが、コンセプトの検討が今ひとつという感じがして、いろいろと議論をしようとしたのです。」と述べています。これに対して委員長より、百メートル道路の賛否を聞かれ「私たちも百メートル道路の計画は認めておりまして・・・」と答えている。この間、丹下グループの浅田孝との興味深い小声でのやり取りがありました。また、「（前略）中島公園と中央公園をうまく利用して、広島市にまったく新たな都市構造を形成すべきであります。そのためには是非とも将来、コンペティションを実施していただき、飛躍のステップにしていただきたい。」と、後の平和記念公園のコンペにつながっていくと思える要望もあります。

おわりに

膨大な資料を読み解き、短時間で脚本をまとめ上げることは、石丸氏以外には不可能であることを再認識するとともに、復興過程での人々のエネルギーや発想・創造力に強く刺激や感銘を受けるものでした。また、まったく知らなかった逸話などを、出演者として再現（体現）する緊張感と醍醐味を味わう場でもありました。（文責：山下 和也）

■ 2015 年度 第 1 回都市計画研究会 ■■■■■■

【年間テーマ】

コンパクトシティの実現と「立地適正化計画」

【第 1 回研究会】

テーマ：立地適正化計画について

講演者：石川啓貴 氏

(国土交通省中国地方整備局建政部

都市・住宅整備課 課長補佐)

場 所：広島工業大学・広島校舎 3 階 301 室

日 時：2015 年 10 月 3 日 15:00~17:00

参加人数：38 名

■講演の概要

1. 立地適正化計画制度創設の背景

多くの地方都市では人口減少が進み、活力が低下している。低密な市街地が人口減少でどうなるかを考えていかないといけない。



講師：石川氏

また、高度経済成長期に整備したインフラにつ

いて、今後、維持管理費・更新費が増えることが懸念されるなど、財政状況の課題もある。さらに、市街化密度の低下が市民生活や地域経済、環境に影響してくる。

そのような中で、地方都市における政策の方向性として、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」という概念を地方公共団体に薦めている。定性的なメリットとして、持続可能な都市経営、高齢者の生活環境・子育て環境、地球環境・自然環境、防災の 4 つが挙げられ、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現しようとするものである。

しかし、現在、コンパクトシティを巡る誤解が生じている。例えば、拠点的な部分にすべてを集約して、その他を切り捨てるという指摘もあるが、名前が多極ネットワーク型ということもある通り、住民の日常的なサービスが必要な生活拠点を含めて、連結させてコンパクトシティにするものである。

現状として、都市計画マスタープランにコンパクト化を位置づけているものは 7 割ぐらいあるが、コンパクトシティという目標のみが掲げられており、どう取り組むかまでには至っていない。この部分で使えるツールを増やそうと、平成 26 年 8 月に立地適正化計画を制度化した。

2. 立地適正化計画の主な仕組み

立地適正化計画の意義・役割は、都市全体を見渡した市町村の都市計画マスタープランの高度化版としての位置づけ、既存インフラを活かした民間施設の立地など、7 項目が挙げられる。

計画区域は、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本である。立地適正化計画には居住誘導区

域、都市機能誘導区域の両方を定めることになっており、居住誘導区域の適切な範囲としては、当然、将来の人口見通しを踏まえて設定される必要がある。なお、市街化調整区域、災害危険区域のうち建築物の建築が禁止されている区域、農地、国立公園の特別区域などは、居住誘導区域として設定できない。

都市機能誘導区域は、都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上という観点で設定されるべきであり、居住誘導区域の中に設定されるものとなる。

3. 立地適正化計画策定の進め方

立地適正化計画策定の進め方については、「都市構造の評価に関するハンドブック」及び「立地適正化計画作成の手引き(案)」を見て頂ければと思うが、あくまで作成手順、留意点、考え方を取りまとめたものであり、都市の多様性がある中で、この通りにやれば良いというものではない。

20 年後を想定して、どういう都市を目指すのかはしっかり検討していただく必要がある。課題分析の部分では、手引きに掲載されている分析の中から、必要に応じて取捨選択していただきたい。ただし、人口動態、将来見通し、公共交通網、災害リスクなどは最低限やっていただきたいと考えている。また、個人的には絶対に押さえてほしいのが開発許可の動向。届け出行為の対象となる人がどの程度かを把握することもできる。その他、課題分析については、様々な項目があるが、都市の骨格構造と生活サービス施設の配置などを重ね合わせていくと、どういうエリアにどう誘導すれば良いかが見えてくるのではないかと。

ハンドブックの話を最後に、策定の進め方の手引きはデータの分析に主眼を置いているのに対して、都市構造の評価に関するものがハンドブック。客観的かつ定量的なデータを国交省でまとめている。資料にはレーダーチャートを示しているが、各指標について全国平均との違いを把握し、どういうところに課題がありそうかというあたりをつけることができる。それから、詳しい分析をやると良い。

■質疑応答

質疑応答では、都市再構築戦略事業などの補助事業を活用する考え方、白地地域の取扱い、地域生活拠点の概念、災害危険区域など、多様な質疑があった。立地適正化計画の熟度が高まっていない状況の中、適宜相談に応じていくとの回答もあり、具体的な検討を進めていく中で、更なる意見交換が期待される。(文責：吉原 俊朗)



会場の様子

